


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の特別給（賞与）の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を、6月期と12月期から各0.05か月、合計0.1か月引下げる（支給月数は、年2.50か月から年2.40か月）。 なお、令和3年度まで支給月数に経過措置が適用されていることにより、令和3年度の支給月数は年2.20か月である。 今回の改定は、支給月数の経過措置を考慮し、令和4年度以降の期末手当の引下げを行うものであり、令和3年度の期末手当の支給月数に変更はない。</p> <p>(3) 施行日 令和4年6月1日から施行</p> <p>(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた一般職員と同様の改定であるため、適正な報酬支給をすることが可能となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和3年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。